

組合員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

「マイナンバー変更(訂正)の申し出」について (お知らせ)

日頃は健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、マイナンバーに変更(訂正)があった場合の事業主への申し出について下記のとおりお知らせいたします。

記

○マイナンバーに変更(訂正)があった場合の申し出について

被保険者、被扶養者の方(以下、被保険者等という)が、マイナンバーカードの紛失や盗難などによりマイナンバーが漏えいし不正に使用される恐れがある場合は、被保険者等の申請により居住の市区町村でマイナンバーカードが再発行され、その際にマイナンバーは「新しいマイナンバー」に変わります。

上記のようにマイナンバーに変更があった場合は、被保険者から事業主に申し出が必要になります。申し出されたマイナンバーは事業主から当健保組合に「マイナンバー届出書【変更・訂正用】」を提出していただくこととなります。また、先に届出いただいたマイナンバーに誤りがあった場合にも申し出が必要となります。

令和3年3月(下旬予定)から医療機関の受診時に、マイナンバーカードを健康保険証として利用^{※1}できるようになり、窓口でカードリーダーにかざすことによりオンラインで資格確認^{※2}ができるようになりますが、当組合で登録済のマイナンバーが異なる場合は、別人の資格情報が提供されたり、また被保険者等が自身のマイナポータルの情報を閲覧する際に別人の情報が表示されることとなります。

マイナンバーの変更(訂正)があった場合には、必ず事業主に申し出ていただきますようお願いいたします。

※1. マイナンバーカードを保険証として利用するには、被保険者等が事前に紐付け(初回登録)することが必要です。(初回登録はマイナポータルのサイトで手続きができます。)

※2. カードリーダーが未設置の医療機関では健康保険証が必要です。

上記についてご不明な点がございましたら健康保険組合 業務課までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課
TEL : 06-6385-2851